

本願寺史料研究所報

第 65 号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇―八二六八

京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮図書館内

電話 〇七五―三四三―三三一―

内線(五四一八)

発行者 所長 赤松 徹眞

発行日 二〇二三年九月三〇日

近世の本願寺、その日その日

――近世の長崎御坊の一コマ――

左右田昌幸

はじめに

本稿には、次のような執筆の由来があります。筆者は、同和教育振興会発行のリーフレット『振興会通信』に連載している「同朋運動史の窓」で、宝暦十一年（一七六一）五月十九日附長崎御坊称名寺宛の本願寺坊官・家老衆四人連署状を取りあげます（すでに脱稿していますが、発行はかなり先のことになります。二〇二五年頃には刊行になるでしょう）。この連署状に「河原者」に関する二百字ほどの記述があります。その記事の内容を読み込

んで解説するために、その前後の時期における長崎御坊について、筆者に手の届く範囲で史料を探索することになりました。探索の結果は、「河原者」に関する問題はすでに落着いたという短い記事には出会いましたが、具体的な内容は判明しませんでした。

その史料探索の過程で筆者の興味アンテナが別のポイントに反応し、この本稿を書くにいたった次第です。

筆者は、九州地域の真宗史については完全に勉強不足で、地理勘・歴史勘もありません。現在、長崎市には本願寺の別院がないこともあり、諫早市の長崎教堂について調べれば、その前史としてでも長崎御坊に言及されているのではないかとこのところから出発しました。その程度の覚束ない出発でしたが、近世の長崎御坊が大光寺から出発していることが判りました。『長崎県の地名』（日本歴史地名大系第四三巻、平凡社、二〇〇一年。以下、地名大系と略記します）の項目「大光寺」の記述を

点検してみると、その記述が本願寺の史料（本願寺所蔵分・本願寺史料研究所保管分・龍谷大学所蔵分などを総称しています）を探索するときの大きな道しるべになりました。

筆者の現状では、項目「大光寺」で記述の根拠になっている地元の史料を、直接手に取って確認することができません。かなり信頼のおけるものであることが感じられます。地名大系の項目「大光寺」の記述は非常に興味深いのですが、筆者が直接手に取れた本願寺の史料によって少し補訂しなければならぬ点があると思います。その補訂が、この項目の目標です。

本願寺の史料には、大光寺の開基の由来については記述がありません。地名大系も採用している「木仏之留」の記述を確認することからスタートします。「木仏之留」によれば、元和七年（一六二一）五月二十六日に「肥前国彼杵郡長崎津大光寺」に本尊が授与されています。願主は「大光寺積慶了」です（千葉乗隆編『木仏之留・御影様之留』本願寺史料集成、同朋舎、一九八〇年）。補訂を試みるのは、地名大系の以下の記述です。要約的に箇条書きにしますが、地名大系で使用されている用語は尊重して示します。

（一）慶安二年（一六四九）二世西詠が寺地を本願寺に献上したことで、本願寺の兼務所となり、御坊の格式を受け、長崎の触頭となった。

（二）これ以降は、西詠の子孫が御坊留守居と称し、本願寺派遣の輪番僧が住持方を勤めた。

（三）延享三年（一七四六）六世慶栄が退院を命じられ、大光寺の寺号は絶え、長専寺・随専寺などを称した。

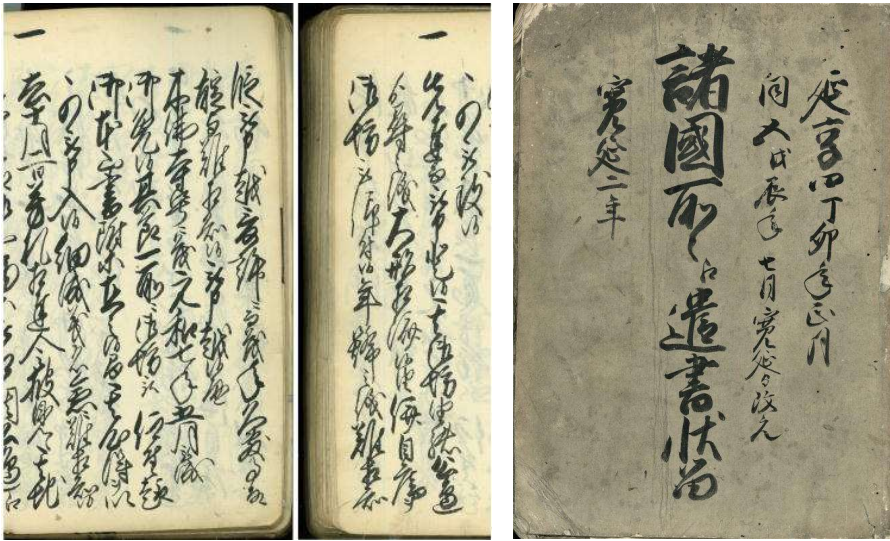
（四）天明元年（一七八一）に入った八世達了が、同五年に本願寺から住持職を許され、「同一一年」に旧寺号に復した（ただし、天明に十一年はないので「同二年」の校正ミスかと思います）。

（五）文化八年（一八一二）八世達了は院家に昇進。

以下、（一）～（五）について、順番に補訂を試みます。

一 御坊の由緒と性格

まず最初は、地名大系の記述の要点（一）についてです（以下、補訂を試みる地名大系の記述の要点については以下、地名大系（一）などと略します）。本願寺の史料では、大光寺の由来に直接的に触れているものはありません。本願寺の史料で、長崎御坊がどのような御坊であると認識されていたかの史料を提示することから出発しましょう。長崎御坊は、「延宝五年八月朔日光隆寺知空四十四齡」という奥書を持つ「諸国御坊由緒書」（龍谷大学蔵）で、「寛永年中慶了と申僧、一字建立、寺号本尊望申時、准如上人へ望、御坊二成申候、住持へ大光



「諸国所々江遣書状留」
寛延元年正月十二日附長崎御坊聞光
寺宛の月番下間少進書状部分

「諸国所々江遣書状留」
表紙

寺と寺号被下、常住持之留守居也」とあります。知空は奥書のあとにも「此十二ヶ処ハ住持もちの御坊也」と記す御坊の一つに長崎御坊をあげています。本願寺の史料で近世前期に遡ってもつとも信頼のおかげで長崎御坊の記録は、地名大系も採用しており、さきに

紹介した元和七年（一六二一）五月二十六日に大光寺慶了が本尊を授与された記事です。筆者には、これ以外に本願寺の史料に長崎御坊の出發を示す記事を見いだせていません。

長崎御坊の出發に関する状況が判らないのは、寛延元年（一七四八）段階の本願寺でも同じでした。寛延元年正月十二日附の長崎御坊聞光寺宛の月番下間少進書状（「諸国所々江遣書状留」。以下、「諸国江遣書状之留」と略します。また、同史料の未刊行分については、年月日条のみ記します）には、次のようにあります（本頁上段に画像を掲載しました）。

一先達而被申登候、其御坊由緒公辺方尋之儀、大形相済候由、併自庵ヲ御坊被仰付候年号之儀難相知段被申越、爰許ニ而茂年久敷事故睦与難相知候、被申越候通、木仏寺号ニ茂元和七年五月被成御免候、其節一所二御坊被仰付候趣、御本山書附等在之候間、其心得ヲ以可被申入候、細成義者急ニ難相知候

月番下間少進は、元和七年に本尊が許可されたときに、「其節一所二御坊被仰付候趣、御本山書附等在之候間」と記していますが、これをどの程度信用していいのか疑問があります。提示した記事は、紀伊国鷲森御坊から赴任した聞光寺が、長崎奉行所より御坊の由緒として「自

庵」「住持もち」ということ)が御坊に仰せつけられた年号を尋ねられ、それに回答するために「この方向で回答せよ」という文脈での指示ですので、元和七年五月の「木仏寺号」以外の「書附」が本願寺にあったとは考えにくいように感じます。本願寺自身が主体的に作成した幕末期の下寺開基帳「肥前国彼杵郡・基肆郡」(清書本。以下、下寺開基帳と略記します)でも木仏・寺号については「長崎御坊留主居大光寺」について「元和七辛酉年五月廿六日、慶了」とありますが、「一開基」の下は空白となっています。また、同下寺開基帳には「御末寺帳ニ御兼帯所トアリ」あるのにつづいて朱筆で「御免物ニ御坊とアリ」ともありますので、本願寺の御抱地である長崎御坊の位置づけが、御坊であるのか、その一段下の位置づけの御兼帯所なのかについて、本願寺内部での認識に揺らぎが発生していたようにもみえます。

宝暦三年(一七五三)正月十一日附長崎御坊聞光寺宛の坊官・家老衆三人連署状には、「其御坊由緒書之写令落手候、猶後便可申入候」とありますので、長崎御坊に着任した聞光寺は、前引の寛延元年正月十二日附月番下間少進書状にあったように大光寺の由緒を調査する必要があつて調査をおこない、宝暦三年になつて本願寺に長崎御坊の由緒を報告したのでしょうか(以下、坊官・家老衆の連署状は連署人数を示すにとどめます)。

しかし、この「御坊由緒書之写」には、開基の年月日や開基僧、寺地の献上などの事情が具体的に書かれてい

たのでしょうか。その点については、作成時期がだいぶ新しくなる下寺開基帳には反映されていないようです。なお、残念ながら本願寺に提出された「御坊由緒書之写」は所在不明です。地名大系(一)について筆者が書けるのは以上のようなことです。

なお、長崎の触頭という点については、筆者は本願寺側の記録として「本願寺通記」(千葉乗隆『真宗教団の組織と制度』同朋舎、一九七八年)に「触頭之分」として佐賀の願正寺とともに「肥前長崎大光寺」と記載されているのを見いだただけです。この点は、そもそも触頭制が本願寺が主導した制度ではないということ、本願寺側の記録状況に影響しているのでしょうか。

二 御坊の留守居と輪番

地名大系(二)についてはどうか。(二)における住持方は本願寺から派遣され輪番僧が勤めたという記述は訂正が必要かと思えます。長崎御坊は「自庵」(「住持もち」)の御坊として出発していますので、輪番が本願寺から派遣されることは、地名大系(三)の大心寺慶栄が退寺となる延享三年(一七四六)まではなかったはず(なお、留守居の表記については、地の文では留守居を、史料中は史料のままとします)。

その裏付けになるか微妙ですが、少し記事を提示しておきましょう。本願寺の頼母・兵庫・監物の三人は、貞

享二年（一六八五）正月晦日附で大和御坊の信光寺・円照寺・専立寺・円成寺・称念寺の五か寺・大坂御坊・日高御坊・金沢御坊・黒江御坊などに、貞享三年二月の良如宗主二十五回忌についての連署状を発給しています（福岡光超編『諸国江遺書状之留一』本願寺史料集成、同朋舎、一九八二年）。その宛所の一つに長崎御坊があるのですが、長崎御坊大光寺としか記されていません。また、「富島旧記」のなかの「天和二年已降日記」宝永二年（一七〇五）条に「今年、長崎御坊へ等身御影御免、御札銀十貫目上ル」とあります。やはり御坊としては大光寺で、その住職が留守居なのでしょう。そのような寺院としての御坊に本願寺から住職（住職が輪番）として派遣されるという事態は、考えにくいと思います。

なお余談を少し。長崎御坊の親鸞聖人等身御影は宝暦二年に「古御影」として「他寺江寄附有之度」と願うのですが、「寄附或者譲り申事御寺法堅ク御停止」として認められませんでした（宝暦二年九月朔日附長崎御坊聞光寺宛の三人連署状）。

三 慶栄の退院とその後

延享三年（一七四六）に大光寺慶栄が退院を命じられたという事態が発生したわけですが、その原因については不明な点が多くあります。

本願寺の史料でも、大光寺慶栄が退院を命じられたこ

とは確認できません。しかし、大光寺の寺号は絶えたという点と、その後は長専寺・随専寺などを称したという点などについては、かなり補訂が必要です。

まず、大光寺慶栄の退院について、本願寺の史料を一つ紹介しましょう。延享三年三月条です。

申渡

長崎御坊大光寺

留守居慶栄

其方儀、御坊御留守居之身分として法役疎く、御坊附之法物共致散乱、其身不行跡之品々、御本山へ相聞重々不届二付、追寺被仰付候間、早速立退可申候、尤御坊近辺徘徊御構被成候、眷属之儀者数代相勤事故、御慈悲を以其儘被指置候也

寅三月

一本願寺御門跡掛所留主居、其御地大光寺慶栄儀、不行跡二付段々不届之儀有之、此度本山より追寺申附候、尤眷属之儀者憐愍之筋を以其儘差置、門徒共方宜致世話候様二申聞候、右慶栄義理不尽者之儀二御座候得者、已後如何様之儀出来、公儀御苦劳方二相成候儀難計御座候、門徒共も甚々気遣仕候二付、其御地被指構立入不申候様二被成下候事、御門主方御頼被成候、則使僧光蓮寺御差下被成候間、演説之趣宜御許容被成可申上候、以上

本願寺御門跡内

三月

四人印

長崎
御奉行所

提示した以上の史料引用は控えますが、他の関係記事には「手鎖」「押込」や「遠島」などの処分を求めている箇所もあり、大光寺慶栄に対する処罰を長崎奉行に求める本願寺の意志には、本願寺としてたんに「追寺」を命じて済むようなレベルではなく、非常に厳しいものがありました。

また本願寺では、長崎奉行の田付阿波守が京都伏見を通行する機会を捉えて、直接接触することも考慮されましたが、慶栄の処分の問題は旅中では受理されないであろうとして、長崎御坊には光蓮寺が派遣されることだけを伝えたようです（延享三年七月十一日附と八月八日附長崎御坊大光寺使僧光蓮寺宛の四人連署状）。

慶栄に対する処分に対して、「眷属之儀者憐愍之筋を以其儘差置」ともありますので、慶栄の家族は大光寺に残り、その世話を門徒たちに命じていることに注目すれば、大光寺の寺号が絶えたという状況ではないと考えられます。いわゆる住職がない無住状態になったということでしょう。たとえば、宝暦二年三月晦日には、「大光寺門徒肥前国彼杵郡長崎袋町石崎太兵衛」が九字名号・十字御名号を授与されている記事があります。

では、慶栄が退寺となって以降、長崎御坊はどのような

な状況になったのでしょうか。延享三年三月二十六日附長崎御坊附法中・門徒中宛の四人連署状には「跡御留主居之儀者、門徒中相談之上可被願上候」とありますが、使僧として派遣された河内国光蓮寺は「御坊御留守居相定候迄、貴寺御坊御勤之儀、寺社役人中迄届置可申旨致承知、則御奉行所江之一紙二書入遣之候」（延享三年七月十一日附使僧光蓮寺宛の四人連署状）として、結局、延享四年七月に聞光寺に交代するまで長崎御坊にとどまることとなります。

光蓮寺は、延享三年五月二十二日に長崎御坊に到着します。その時の長崎御坊の状況は、延享三年七月十一日附使僧光蓮寺宛の四人連署状によれば、長崎御坊では慶栄に随従して使僧光蓮寺を受け入れない門徒たちがおり、彼らが「偽を以願事ニ上京可申」というような噂も流れていたようです。そして慶栄によって長崎御坊を追い出された役僧もいたようで、御坊の運営の再建には、「慶栄追出シ候伴僧之内、正直成もの式三人被呼戻、御坊無人ニ付御勤させ」ることが必要な状況でした。

本願寺の三人は連署状で、光蓮寺を受け入れない門徒たちについて、光蓮寺の添状がなければ彼らの願書は受理しないことを伝えるとともに、光蓮寺に「大暑之時分長途御下向、殊更不法之ものとも御申付、重々御辛勞御太儀存候、随分御堅固御勤専要存候」と慰労と激励の言葉を最後に記しています。

不穏な状況は簡単には鎮静化しなかったようですが、

延享三年十二月十一日附光蓮寺宛の四人連署状には、「然者九月廿八日御奉行所へ被罷出、両通之連署差出シ被申候処、田附阿波守殿御逢被成、書付御披見、其上慶栄儀能々呑込、事済候段珍重存候」とありますので、長崎奉行に対しては一件落着となりました。

連署状では、この一件の落着に尽力した奉行所の役人などへの「御付届」についても言及され、最後に「為念御奉行所へ御口上之趣書付入御一覽候」とあつて、長崎奉行所への対応で問題がないようにとの念が入られています。なお、この連署状には残念ながら、長崎奉行所が慶栄に対してどのような処分をおこなったかは筆録されていません。連署状の後ろには「御奉行所江御口上之覚」が筆録されていますが、その内容は光蓮寺が着任したことの挨拶です。

さきに少し記したように、光蓮寺に交代して長崎御坊に派遣されたのは聞光寺です。延享四年六月十四日附紀伊国鷲森御坊長安寺宛の三人連署状には、「肥前長崎御坊御留主居、列座之内右御差下シ被成候、就夫其御坊聞光寺被仰付御差下シ可被成哉之沙汰ニ在之候」とあります。聞光寺とは鷲森御坊に「列座」している紀伊国の寺院です。赴任の期間は、同連署状に「尤三年程在番交代被仰付候」とありますので、三年程度が想定されています。

少し問題となったのは、どのような立場で着任するかという点です。同年六月二十日附鷲森御坊長安寺宛の

四人連署状に「尤長崎御坊輪番二而者無之、列座御留主居ニ差下シ候」とあります。本願寺自身は留守居での派遣ではなく、本来ならば輪番の派遣であるべきだと考えていました。知空が「諸国御坊由緒書」に書いたように、長崎御坊の基本的な性格が「住持もちの御坊」ですから、留守居が退寺となつて本願寺から聞光寺が派遣されるのであれば輪番であるべきという論理です。

この点については、延享四年七月九日附光蓮寺宛の三人連署状を紹介しておきましょう。

御札致披見候、先以ー、然者長崎御坊江紀州聞光寺御留主居被仰付候儀御申越御昏面之趣致承知候、併輪番与可申付旨候得共、最早先日聞光寺へ御留主居と申渡、其上長崎西勝寺・光源寺江茂御留主居与申渡候段申聞候故、其通ニ差置候間、左様御心得御尤ニ候、聞光寺御下シ被成候而茂、余り久敷被差置事ニ而無之候間、御留主居ニ而相済可申儀と存候、仍而御報如是御座候、恐々謹言

七月九日

三人

河州木本

光蓮寺殿

聞光寺は三年間という期間を用途に長崎御坊に着任したわけですが、はたして三年で交代できたのでしょうか。宝暦元年（一七五一）正月二十一日附長崎御坊聞光寺宛

の三人連署状に「御自分交代願之儀令承知候、先達而相伺置候間、尚又可及御沙汰候、随分無退屈可被相務候」とありますので、聞光寺は在任三年を過ぎた頃には交代の希望を本願寺に伝えていたことが判ります。しかし、交代の沙汰は先延ばしされ、同年七月二十二日附聞光寺宛の主殿書状にも「未被仰出候間、従是申入候迄、其通相務居可被申候」とありますので、聞光寺の希望は法如宗主により承認されることにはなりませんでした。

称名寺への交代が沙汰されたのは、ようやく宝暦三年十月のことでした。宝暦三年十月二十四日附で本願寺の宮内卿は称名寺に、「然者長崎御坊聞光寺交代相願候二付、跡役其方江被仰付候間」と達します。この交代にも少し裏の状況があったようです。同年十月二十九日附長崎御坊講中宛の三人連署状には、上京した聞光寺に対しては本願寺として「重番之義申渡」し、聞光寺も仕方なく「自分二者相請候得共」と在職をさらに延長することを了承します。三人連署状にはつづいて、門徒を残して赴任している聞光寺の状況について「紀州寺附門徒中永々在番二付、寺相続難成由」と記しています。そのため聞光寺が「達而無抛交代相願候故」なので、称名寺に赴任を申し付けたとあります。

一つ気になるのは、宝暦三年十月段階での聞光寺から称名寺への交代は留守居としての交代なのか、また称名寺の赴任は輪番としての赴任なのかなどについては記載がないことです。記事にあるのは、たんに「交代」とい

うことだけです。

しかし、称名寺の長崎御坊への赴任が、翌宝暦四年二月十五日附豊前国小倉永照寺と長崎御坊講中や長崎法中・門徒中に達した三人連署状では、三通とも「長崎御坊輪番御留守居称名寺被仰付」となっています。前任の聞光寺の立場の問題が尾を引いており、本願寺のなかでも明確にはなりきっていなかった状況が窺えるのではないのでしょうか。筆者は、とりあえず称名寺は輪番であり、住職のいない長崎御坊大光寺の留守居として兼務するというような状況と理解しています。

ここで少し寄り道をして、称名寺が随専寺に交代するまでの長崎御坊の状況を少し紹介したいと思います。宝暦八年十一月二十七日附鷺森御坊炤善寺宛の月番宮内卿の書状に、「長崎御坊輪番交代之風聞有之二付、冷水浦了賢寺兼而相望居申候由、内意之趣承置候」とあることに目を引かれます。輪番交代の噂を聞きつけた紀伊国の了賢寺が長崎御坊の輪番就任を望んでいるのですが、何か目的があったのでしょうか。この望みは叶えられることはことはありませんでしたが、了賢寺はおそらくは聞光寺から長崎御坊の情報を得た上での望んだのだろうと想像します。そうだとすると唐船の長崎への入港が関係しているのではないかと感じていきます。

長崎御坊の運営に唐船の入港がもたらす町の賑わいが影響を与えていたのではないかという点については、宝暦八年十二月二十五日附長崎御坊称名寺宛の四人連署状

に、「近年困窮之上、入津船及減少、旁市中困窮二付」とみえる他に、宝暦九年閏七月七日附称名寺宛の四人連署状には、「唐船入津之義被申越、追々賑敷相成可申与存候、御遠忌之儀茂見合被相勤候様可被致候」ともあります。少なくとも入港した唐船が積んでいた唐物は、長崎御坊の運営に経済的に影響があり、さらに唐物そのもに対する魅力もあつたと思われまます。

たとえば、少し時期が新しくなりますが、長御殿「肥前国諸記」天明元年（一七八七）七月二十九日附嶋田讃岐守宛の長専寺書状には、先代の跡役として長崎御坊輪番になつた長専寺は、先代が法如宗主の意向として入手を命じられていた「御本通之唐筆」について、「段々吟味仕候得共、殊之外払底御座候而一向無御座候、依之大形似寄申候筆調達仕候故、少々指上申候、此類唐筆近頃ハ一向持渡り不申候、猶又御本通之唐筆吟味仕調達次第、追々指上可申様仕度奉存候間、宜御執成奉希候」と書き送っています（以下、長御殿「肥前国諸記」は役所名を省略して「肥前国諸記」と記します）。法如宗主に提出された「似寄候筆」は十本で、嶋田讃岐守は長専寺に「則差上候処、御満足思召候」と法如宗主の満足を伝えるとともに「猶又吟味被致御本通り之筆出候ハ、追々可被差登候」と唐筆の調達も進めるようにも伝えています（同年九月二十五日附長専寺宛の讃岐守書状）。

長崎御坊には複数の役僧がおり、輪番の職務を補佐していたと考えられますが、彼らは呼寺号を許されていま

した。おそらく長崎の奉行所も公認の寺号であつたろうと推測しています。この呼寺号についての記事も紹介しておきたいと思ひます。宝暦九年正月十二日附称名寺宛の四人連署状に、次のようにあります。

一 役僧天瑞呼寺号之儀令承知候、御坊相勤候内者半御礼ニ而呼寺号御免可被成下候、御坊離候節者、残り半御礼不差上候而者、寺号相立不申候、其覚悟二候ハ、半御礼銀高金式両式歩ト銀百廿三匁二分五毛、勝手次第可指上候、其節御免書可差下候間、老母大病存命之内之願二候ハ、見合可被申渡候、尤御定法之証文等も有之候間、其節差上候様可被致候

後半の「老母大病」と呼寺号の話がうまく繋がっていないようにも考えられます。筆録に際して脱文があるのかもしれませんが、呼寺号については長崎御坊に勤めているならば礼金は半額で、御坊勤務を終わつたときに呼寺号を名乗らないならば、残りの半分の礼金は納めなくともよいが、残りを納めたならば御免書を授与するといふことのようにです。

しかし、礼金免除で呼寺号を許されたこともあつたようです。宝暦十年十二月二十六日附称名寺宛の四人連署状には「去ル子年一老教心寺致病死、後見嶺江被仰付呼寺号遍照寺与無御礼銀御免被成置候」とあります。「去

ル子年」ですから宝暦六年のことでしょう。この連署状は、この呼寺号遍照寺の役僧も宝暦十年夏に大病を患い隠居し、跡を継ぐ俊応は一旦、呼寺号が召し上げられて、あらためて出願することになったと記しています。呼寺号はあくまで僧侶個人に許可されるものですから当然の処置であつたと考えられます。しかし、半額の礼金が通例であつたとして礼金なしでも許可されることがあるということをどのように考えればいいのか。筆者には、これが本願寺から地理的に遠い僻地特例ではないかということが頭をよぎります。

さきに呼寺号は、おそらく長崎の奉行所も公認であつたのではないかと書きました。下寺開基帳では、呼寺号の役僧に相当すると考えられる寺院を長崎御坊の寺中寺院として五か寺を書き上げています（下寺開基帳での表記は「地中」ですが、本稿では寺中と表記します）。そして「寺号御本山御免二候得共、国役所へ通り不申」と注記されている寺中寺院もありますが、本稿全体の記述を通して考えても、長崎奉行所が役僧の呼寺号を、公儀では不認可の寺号であるとして咎めるような兆候は一切みいだせません。公認とまで評価できるのかは措くとしても、少なくとも黙認、あるいは呼寺号はたんに役僧を「なになに寺」と称しているだけで、寺院としての寺号ではないと理解していたのかとも思えます（これが呼寺号の本来の意味でしょう）。

しかし、幕末期に本願寺で作成された下寺開基帳に

先のような注記があるということは、惣道場寺院の寺号が呼寺号であっても不思議ではない畿内・近国における認識が、下寺開基帳には当然、色濃く反映しており（呼寺号を名目に、新寺が建立されたりします）、長崎の状況と比較すると本願寺との地理的な距離がもたらす認識の差を読み取れるのではないかと考えています。

地名大系の項目の補訂からは趣旨が外れますが、本願寺と長崎御坊の地理的な距離についても少し拘りたいと思います。少し時代が新しくなりますが、天明四年（一七八四）九月晦日附長崎惣法中・惣門徒中宛の三人連署状（「肥前国諸記」）を提示しておきましょう。連署状で三人は、「然者其地法義相統之儀弥無懈怠相統有之候哉、遠境之事故如何与無御心許被思召候」と法如宗主の想いを伝えて、講の結成を促しています。これ以前に長崎御坊では十一日講の結成が許可されていたのですが、「近年不繁昌之躰歎ケ敷被思召候間」という状況だったようです。天明五年十一月朔日附大光寺宛の石見守・讃岐守・兵部卿連署状（同前）には、「先便破船之趣二付、為念再応被申越候旨致承知候」などとみえ、船便が難破することもあり、よけいに本願寺に長崎御坊との距離を意識させたのではないかと感じます。

では、地名大系（三）の後半と（四）の補訂に入りませんが、長専寺・随専寺を取りあげる前に称名寺の輪番交代について、記事を示しておきます。宝暦十年十二月二十六日附称名寺宛の四人連署状に「然者其方兼而願之通

交代被仰付、為代輪番法雲寺被仰付候、来春二月上旬差下申候間可被得其意候、尤其心得二而公辺表首尾能引渡、御為宜様取計可被申候」とありますので、「兼而」がどれくらい時間を遡るのか判りませんが、称名寺は交代の希望を本願寺に伝えていました。

しかし、翌宝暦十一年二月に交代のために長崎に下る予定であった法雲寺が病気となり四月に就任を断ることになります。代わって輪番に任命されたのが随專寺です(宝暦十一年四月十二日附称名寺宛の四人連署状)。ただ、この随專寺は長崎御坊の輪番と豊前国宇佐郡四日市御兼帯所の本堂再建を「相兼取計」うことも命じられていました(宝暦十一年四月二十五日附豊前国内陣・余間・飛檐・国絹袈裟・惣坊主・惣門徒中宛の四人連署状)。長崎と四日市兼帯所は四人連署状に「国越道程茂可有之候得共」とあるように、実際かなり距離がありますが、この兼務は宝暦十三年五月に長安寺と交代するまでつづきます(同年五月十八日附渡辺三省宛の五人連署状には、「大映儀長安寺与被成」とありますので、おそらく役僧を呼寺号の長安寺としたのでしょう)。

ただし、交代後も四日市兼帯所の「寺法儀」や本堂再建の「御用向」は長崎御坊輪番随專寺が兼役します(宝暦十三年五月十八日附榊斐十太夫宛と四日市兼帯所役僧中宛、さらに渡辺三省宛の五人連署状など)。随專寺の輪番着任は六月末であったようで、宝暦十一年八月十七日附長崎御坊随專寺宛の三人連署状に「然者去月朔日御

奉行所表、称名寺同道引渡無滞相済候由、称名寺無難帰京委細令承知候」とあり、七月朔日には前任者の称名寺と二人で長崎奉行所に着任の届けを出しています。この連署状には、着任時の長崎御坊の状況について、「光蓮寺被相務候記録無之由」や「聞光寺在番中差下候連署記録等無之由」とあるように御坊運営・管理の記録がないような状況でした。財政的にも「御坊御賄之儀二付、講中致方不宜、当時借銀有之、彼是差支候由、差当御自分不勝手令推察候」とありますので、複数の役僧が勤めていたとはいうものの、実質的に四日市兼帯所(複数の役僧がいたと推測されます)も兼務することは、かなりの激務であったと想像されます。

輪番として派遣された随專寺は、「諸国江遣書状之留」で明和元年(一七六四)二月頃までは長崎御坊の肩書きが確認できますが、明和二年正月十九日附四人連署書では宛名が長崎御坊長専寺と変化しています。この長専寺は、後記するように本願寺から派遣されたのではなく長崎御坊の呼寺号の役僧でした。

なぜ、本願寺からの派遣される輪番ではなく、呼寺号の役僧が輪番に任命されるようになったのか、直接的に事情を語る記事を残念ながら見つけることができませんでした。「諸国江遣書状之留」にはそれなりの頻度で長崎御坊に宛ての連署状が筆録されているのですが、長崎御坊の輪番が派遣から御坊の役僧に変わるといった大きな変化について、何も筆録されていないということに不思議

議さを感じます。筆者が記事を見落としている可能性は、少ないと思います。

四 大光寺の寺号の復活など

ただ、明和期の輪番長専寺が天明元年（一七八一）に次の輪番に交代する記事は、少しまとまって残っていません。「肥前国諸記」天明元年に次の記事があります。

申渡

長崎御坊

長専寺達了

其御坊輪番老僧達性、数年無滞相勤候二付、其方儀若年二候得共、是迄之通長専寺与呼寺号御免、此度跡輪番被仰付候間難有奉存、尤是迄之通諸事大切二可相勤事

丑閏五月十二日

月番

平井玄蕃

この「申達」と同じ閏五月十二日附で長崎奉行所の役人の高木作右衛門に宛てた書状には、「然者其御地本山掛ヶ所輪番長専寺病身二罷成候二付、此度退役申付候、跡役之儀者新発意達了、未若年二御座候得共、老僧達性数年無滞相勤候二付、跡役申付候」とありますので、明和二年頃以降の輪番が呼寺号の長専寺達性であったこと

が判ります。さらに跡役に任命された達了は、達性の新発意で、達性の長専寺という呼寺号をひきつづき認められて輪番を勤めたこととなります。なお、老僧で病身となった達性は、天明元年七月二十九日附下間兵部卿・嶋田讃岐守・平井玄蕃宛の長専寺達了の書状に「然者老僧長専寺病死仕候二付」とありますので、交代の申達からほどなく亡くなっています。

以上で地名大系（三）の後半に登場した長専寺・随専寺について筆者にできる範囲で補訂したつもりです。次は地名大系（四）です。この（四）については、「肥前国諸記」に筆録された関係記事を解説しても、一読しただけでは理解が難しい状況がありました。筆者も理解に苦しむ箇所がありますので、まちがった理解をしているかもしれません。

「肥前国諸記」天明五年八月二十二日附高木菊次郎宛の石見守・讃岐守・兵部卿の連署状を提示することから始めましょう。

一筆致啓上候、秋冷之節二御座候処、弥御堅勝被成御勤役、珍重之御儀奉存候、然者其御地当本山掛所坊、是迄練堀二而御座候処、此度諸国掛所之通、築地筋堀二被成度候、猶長専寺可申出候間、御許容可被下候、且亦右長専寺儀此度於本山上内陣与申寺官被差許、是迄之通大光寺輪番被申付候間、以後御役所表へ出礼之節在来之通御執計被下度候、右両様拙者

共方宜御頼可得貴意旨、本御門主被仰付如此御座候、
恐惶謹言

八月廿二日

石見守

讃岐守

兵部卿

高木菊次郎様

連署状にある長崎御坊の練堀は、天明四年六月二十四日の大雨によって「御堂前町境石垣練堀とも、高サ六間、横幅十六間崩レ候由、町方在家二崩懸り候故、急ニ取締有之度、講中とも相談被申候へ共、近年時節柄悪敷急ニ取懸りも難被致旨二付」(「肥前国諸記」天明四年十一月十九日附肥前長崎御坊長専寺宛の平井石見守・嶋田讃岐守・下間兵部卿の連署状)という状況でした。長専寺達了が本願寺の内陣を許可されたこともあって、より格の高い筋堀にしようとしたのでしょうか。

この連署状に対して高木菊次郎から先の三人宛に天明五年九月十九日附で、練堀については「則大光寺申出候次第を以取計相済、築地筋堀勝手次第相仕立候様、大光寺へ相達」と、長専寺の内陣昇進についても「此度内陣之寺官被差許、是迄之通大光寺輪番被仰付候間、以後出札等之節、在来之通有之度(中略)為仰御紙面之趣委細致承知候」と返答していますので、長崎奉行所の窓口となつた高木菊次郎の段階では一応了承されたと思われるす。

しかし、内陣昇進以降の長専寺の立場は、輪番として順調に推移せずに、少し問題が発生することになります。

「肥前国諸記」天明五年十月朔日附下間兵部卿法眼・嶋田讃岐守・平井石見守宛の大光寺達了の書状によれば、「然者私儀先月十四日帰坊仕候、早速御代官書へ御連署持参、別昏之通筋堀願・昇進届二通差出申候処、長専寺大光寺相分兼候間、訳書付を以可申出と被申候故、別紙之通訳書仕差出候而相済申候」とあります。長崎奉行所は、長専寺と大光寺との関係についてよくわからないとして、達了に「訳書付」の提出を求めています。窓口となつた高木菊次郎の段階では問題なかつたにもかかわらず、あらためて「訳書付」の提出を求められた背景には、次のような状況がありました。

さきの十月朔日附の達了書状には「扱亦私昇進之儀二付、四ヶ寺法中方長専寺大光寺、其内昇進者大光寺達了へ御免被成候儀御尤二候、然ルニ長専寺ハ御本山役僧故昇進者有間敷所、此段相分不申候与、内々承り候処、打寄り而何れ此儀ハ御本山へ訴出故障可致杯と申合、夫故内々公辺へも彼四ヶ寺方役人江申含候趣、手筋より承知仕候」とあります。法中のなかには、達了は大光寺達了として昇進したのか、長専寺達了として昇進したのかなどについて疑念が生まれており、法中から何らかの問題提起が長崎奉行所に行われていたと思われる。「四ヶ寺法中」の疑問が達了の内陣昇進だけが原因ではなく、もっと微妙な問題もふくまれているのだろうと想像する

のですが、「肥前国諸記」に係記事は達了側から問題を捉えた記事しか筆録されていません。

「肥前国諸記」天明五年十月朔日附の書状で達了は、問題を次のように本願寺に訴えています。

一私昇進二付、もや／＼申候も、長専寺大光寺之儀故、夫通を取柄二仕、法中申事二候故、此儀者先達而平井様御宅ニ而役僧源光寺を被召御吟味之節申上候通、先年奉行所へ年頭・八朔札式、諸寺社入込、甚末座ニ御座候故、輪番随専寺願二付、諸寺社別日ニ相成、正月ハ五日、八朔ハ二日ニ独礼相勤申候付、格別宜く御座候、然ル処此度大光寺ニ相成候得者、昔之通ニ相成候而者御外聞ニも相掛り候故、公辺役人ニ入魂仕、何卒只今大光寺ニ而、長専寺相勤候通ニ仕度と相濟候上ニ而、長専寺を刪り申度、夫迄ハ長専寺と申名目御立置被下候様ニ申上候得者、其通御聞届被下、昇進者大光寺達了へ御免被成候事ニ御座候、夫ニ付而早速役人へ入魂仕候処、何時も相成事ニ候間、御本山方其趣御添簡参り候得者相濟申候間、先御添簡相願請候様内通御座候、依之此度左之通之意趣ニ而御代官へ御連署御差下被下度奉願候

此度長専寺達了儀、掛所大光寺留主居住職申付候間、大光寺達了与御聞届被下、猶亦其御地住居御免可被下候、御札式長専寺ニ而相勤

候通ニ被成下度

と申様之御文牒ニ而御添簡被成下度奉願候間宜御許容被成下、一刻も早々御差下被下候得者、来正月方大光寺ニ而相勤候様ニ仕度候、偏ニ奉願上候、左様ニ相成候得者、法中も何之申分も無御座候と相聞申候間、奉恐入事ニ御座候得共、右之趣之御連署御添簡早々御差下被下度奉願候、恐惶謹言

大光寺

十月朔日

達了判

下間兵部卿法眼様

嶋田讚岐守様

平井石見守様

この達了の書状を解説して、長崎奉行所が「長専寺大光寺相分兼候」（前引の天明五年十月朔日附大光寺達了書状）となったのと同様に、筆者の頭も混乱したことを正直に書いておきます。

達了にしてみれば、それまで呼寺号ながら長崎御坊輪番を長専寺達了として役所向きのことも勤めてきたのが、本願寺の内陣の格で大光寺達了となつて輪番を勤めることになったときに、長崎の役所においても長専寺の寺号で輪番を勤めていたときと同じ札式で扱われるのかが問題であつたように読めます。「四ヶ寺法中」にしてみると内陣昇進は大光寺達了のことであつて、長専寺は役僧であるので昇進はありえない（同前）という

ものですが、もう少し別の要素もあったようにも感じます。この法中四か寺について、「肥前国諸記」天明五年十一月朔日大光寺宛の三人連署状には「将亦昇進之儀二付、其地余間四ヶ寺法中右彼是故障之筋可被申出哉二付、先月廿四日御役所へ改派押被届置候由尤之儀、是亦致承知候」とあります。つまり寺格が余間である「四ヶ寺法中」にしてみれば、役僧の長専寺が寺格で自分たちの上位である内陣となつたことに對する不満が大きかつたのではないのでしょうか。長崎御坊から長崎奉行所に改派押が提出されたほどですから、達了側は「四ヶ寺法中」が改派の動きを實際に示しているかどうかを越えて、改派を考えるくらいのも不満を持つたとしても不思議ではない事態だと理解していたことになります。

筆者の頭が混乱した原因の一つに、関係記事には長専寺が大光寺に「入寺」であるとか、「養子」に入るであるとかの表現が一切ない状況で、長専寺が大光寺になるということがありますが、うまくイメージできなかったといふことがありません。この点について、長崎奉行所から求められて提出した「訳書付」で達了自身が説明しています。提出した「訳書付」は三点あり、三つとも「巳九月」附で、宛所は「御代官御役所」ですが、それぞれ署名を違えています。

一つ目は「御坊大光寺」の署名で、筋堀についての「口上覚」、二つ目が「御坊大光寺輪番長専寺」の署名で、内陣昇進についての「口上覚」、三つ目は一つ目と同じ

で「御坊大光寺」の署名で、長専寺と大光寺の関係についての「口上覚」です。

興味深いのはこの三つ目の「口上覚」と基本的に同じ内容を、「九月二十日」附で「御坊役僧」と署名して、おそらく「四ヶ寺法中」と思われる四か寺に「口上」として提出していることです。この「口上」で達了は、次のように記しています（「肥前国諸記」天明五年九月二十日附）。

（朱筆）
二二

口上

一此度当御坊へ内陣昇進被仰付候二付、身柄之儀定而御不審二可有御座と奉存候、右内陣ハ則大光寺と御免被成、長専寺方致兼帯相勤申候得者、右当御坊相勤候間者内陣二而相勤申候、交代仕候時者長専寺持前之身分二而御座候、自庵御坊之儀故、長専寺と申役僧を以、大光寺を兼帯相勤可申と御役人中方御沙汰御座候間、公辺御礼等之儀者長専寺と称し相勤、御本山向法用之儀者大光寺内陣格二而相勤可申と被仰付候間、右之訳為御知らせ乍略儀如此御座候、以上

御坊

役僧

九月廿日

光源寺様

西勝寺様

観善寺様

深宗寺様

長崎奉行所に提出した「口上覚」との内容的な相違点は、文中の中程の「自庵御坊之儀故、長専寺と申役僧を以、大光寺を兼帯相勤可申と御役人中方御沙汰御座候間」とある点です。本願寺の役人なのか、長崎奉行の役人なのか判り難いのですが、「御役人中方御沙汰」という点を前に出すことによつて、若干、弁解している側面を感じないではありません。この内容を要約して抽出すると、次のようになるでしょうか。(A)内陣の寺格は大光寺として許された。(B)そして大光寺は長専寺が兼帯して勤める。(C)御坊の勤めは内陣の寺格にて勤める。(D)しかし、御坊を離れたときは、長専寺としての寺格になる。(E)奉行所などの公の勤めは長専寺の寺号で勤める。(F)本願寺関係の法用は大光寺の内陣の寺格にて勤める。

達了による四か寺に対するこのような説明は、達了が十月朔日附で本願寺に求めた内容と少し齟齬があるように思えます。さきに提示した十月朔日附の書状で達了は、「何卒只今大光寺二而、長専寺相勤候通二仕度と相済候上二而、長専寺を刪り申度、夫迄ハ長専寺と申名目御立置被下候様ニ申上候得者、其通御聞届被下」とありました。達了の真意としては、後半の「夫迄ハ長専寺と申名目御立置」ということではなく、前半の「長専寺を刪り

申度」の方にあつたと考えています。では、「長専寺を刪り申度」とはどのような状態を意味しているのでしょうか。

その回答は、「肥前国諸記」天明五年十一月朔日附高木菊次郎宛の連署状にあります。

一筆致啓上候、寒冷之節ニ御座候処、弥御堅勝被成御勤役珍重之御儀奉存候、然者其御地本山掛所大光寺、是迄長専寺達了江輪番被申付置、御国法寺法共ニ相勤申候処、此度諸国自庵掛所之例ニ被任、右達了大光寺留主居住職被申付、長専寺者被相除候間、其御地人別ニ御加へ被下、御役所筋御礼席等之儀、是迄之通相勤候様被成下度候、此段拙者共方厚御頼可得貴意旨、本御門主被仰付如此御座候、恐惶謹言

十一月朔日

連名

高木菊次郎様

問題は「右達了大光寺留主居住職被申付、長専寺者被相除候間、其御地人別ニ御加へ被下、御役所筋御礼席等之儀、是迄之通相勤候様被成下度候」という箇所でしょう。つまり、達了を「其御地人別」の長専寺のところから削除し、大光寺の人別のところに書き加えるということではないでしょうか。消えたのは大光寺の寺号ではなく、おそらく長専寺の寺号ではないかと考えています。「入寺」でもなく「養子」でもない、現代的に表現して

みれば「法人の設置者変更」というようなイメージで捉えればよいように感じます。本願寺には、高木菊次郎からは十一月十九日附で了承の書状が十二月になってから到着しました。以上で地名大系(四)の「同(一)年」に大光寺の旧寺号に復したという箇所まで補訂できたつもりです。

五 八世達了的の院家昇進

最後は、地名大系(五)の大光寺達了が文化八年(一八一)に院家に昇進したという点について本願寺の史料を紹介します。その前に、幕末期の下寺開基帳に筆録された大光寺達了に関する記事を年代記風に一覧にしてみましよう。

平自剃刀

天明元年五月十日(御免書留二云)

永代国絹袈裟

天明五年五月十三日(座列二云)

永代飛檐

天明五年六月五日(座列二云)

永代余間

天明五年七月(御免物二云)

永代内陣

天明五年八月六日(座列二云)

院家

文化八年六月八日(座列二云)

往生

文化十年五月朔日(往生志上納帳二云)

院号(慈恩院)

文化十一年六月十三日(房号留)

二云)

達了以降の住職も提示しておきましょう。

◎按察使達英

内陣得度(十一歳) 文化二年四月三日(御免書留二云)

院家住持相続 文化十年十一月二十四日(座列二云)

紫袈裟 文政五年四月三日(座列二云)

隠居 天保八年八月(御免物留二云)

◎達朗

得度(十一歳) 天保五年九月二十九日(御免書留并座列二云)

年月日の後ろの(一)内はすべて朱筆で、下寺開基帳の作成に際し、本願寺の役人が記述の根拠にした記録で、本願寺内に蓄積されていた記録です。最初の「平自剃刀」とは平僧の自剃刀ですから、達了は同年の天明元年閏五月に跡役の輪番を命じられる一か月前に長崎の地元で僧侶となったということです。不思議なのは、達了が国絹袈裟から内陣の格に昇進するのが、ほぼひと月ごとであることです。かなり異例なことだと思うのですが、「肥前国諸記」には、内陣への昇進のことしか筆録されていません。これも不思議です。下寺帳の通りであるならば

法中四か寺にとつて、はじめ長専寺達了は自分たちより下位の格を許されていたのですが、天明五年五月に永代国絹袈裟に昇進して以降はほぼ一月ごとに昇進し、三か月後には自分たちの余間の格を越えて内陣にまで昇進するというような事態が彼らの不満を喚起させた可能性が大きいと考えられます。

一覧に示した大光寺達了の院家昇進については、「肥前国諸記」で確認することができます。文化十一年六月二十一日附高木右衛門宛の二人連署状に「然者其御地本山掛所大光寺儀、由緒有之院家昇進被仰付候」とあります。高木右衛門からは七月二十八日附で二人に宛てた承知の返書が筆録されています。なお、文化十年の往生と文化十一年の院号追贈については「肥前国諸記」では確認することができません。

おわりに

以上の内容は、最初に断つたように地名大系の項目「大光寺」についての記述を補訂することを試みたものです。が、批判の意図はまったくありません。地名大系に立項された各項目は、事典という非常に厳しい制約があるなかで記述されていることを充分に承知しているつもりです（かつて、筆者も別の県の巻で体験しました）。地名大系の記述には、本願寺の史料を調べる道しるべを筆者に示してくれたことに感謝しつつ、本願寺の史料にはこ

のような記事がありますという紹介になっていけば、ひとまずこの本稿を書いた目的は達せられます。最初に断っておくべきでしたが、そのために目障りになるのを覚悟で史料の出典をしつこく明記しました。

なお、地名大系の記述の補訂のために展開した「諸国江遣書状之留」と「肥前国諸記」は、特定の期間の分限定されています。この前後の期間についてもあらためて展開をすればさらに興味深い記事に出会える可能性があるでしょう。さらに、天保期から幕末維新时期にかけての留役所「肥前諸記」も展開すれば、長崎御坊が御坊としては終焉を迎える事情についても探れる可能性もあります。しかし、本稿の課題を超えていますので、探索が及びませんでした。

本稿が、長崎御坊の近世史に興味を持たれている方のささやかな道しるべとなれば幸いです。

【付記】

コロナ状況が落ち着きをみせ筆者にも図書館が利用可能となつて、『長崎市史（地誌編仏寺部・上）』（大正十二年三月）を確認することができました。『長崎県の地名』における本稿で補訂を試みた範囲の記述は、この『長崎市史』の「大谷山大光寺」の記述が基礎になっていました。

さらに、まったく迂闊なことなのですが、本稿を書いて一年以上も経過して、本願寺史料研究所の採訪史料写

真ファイル「大光寺資料」に「御本山上り由緒書下書也」(袋綴の冊子)があることによりやく気がつきました。『長崎市史』が参照しているかどうかは判断できませんが、地名大系は参照していないと思われまます。

「御本山上り由緒書下書也」は、筆跡や添削の状況からすると、まさに由緒書の下書きと考えてまちがいありません。筆録されている記事の元号から、天保末期から弘化初期の成立だろうと考えられます。おそらく本願寺史料研究所による調査は、昭和三十年代後半から四十年代前半くらいに実施されたのでしょう。

撮影された写真はプリントが甘いので、細部の解読は容易ではありません。本稿の内容に関わるポイントを、筆者の衰えた視力でも読み取れる範囲で抽出すると以下のようになります。

大光寺は、慶長十九年(一六一四)に紺屋町に創建、元和七年に開基慶了が寺号を許され、明暦二年(一六五六)に「只今之地ニ引移」、さらにそれ以前の第二代西詠が慶安二年(一六四九)に「御本山へ寺差上申候、夫方以来御留守居与公儀へも相届ケ御座候」とあります。第三代西祐以降、西順・鳳瑞と相承される歴代も、その誕生年・往生年と留守居としての在番年数が列記されています。延享三年(一七四六)に退院を命じられた六代慶栄についても記載は同様で、誕生年・往生年について「在番八年」とあり、慶栄以前の歴代の在番年数に比較して短いという点に、退院を命じられたことの反映が

あるのかもしれませんが。

しかし、退院の理由などについてはまったく記述がありません。本稿で留守居の交代や本願寺からの輪番派遣の状況を復元しましたが、慶栄以降に本願寺から派遣されるようになった輪番の寺号や在任期間なども正確に記されているように考えられます。

採訪史料写真ファイル「大光寺資料」には、「御本山上り由緒書下書也」につづいて仮綴(写真で判断すると二紙のみ)の記録の写真がファイルされています。筆跡から判断すると、「御本山上り由緒書下書也」より成立時期が遡る史料です。これも大光寺創立に関わる記録です。そのなかに「元禄十七年御坊被成、大坂御堂同様」と読める記述があります。この記事は、本文の「二御坊の留守居と輪番」で提示した「富島旧記」のなかの「天和二年已降日記」宝永二年(一七〇五)条の記述と符合しています。

やはり、第二代西詠が慶安二年に寺地を本願寺に献上したときに、西詠が留守居となったというのは、本願寺の兼帯所としての大光寺の留守居となったのであって、大光寺が長崎御坊になったのは、その年の三月に宝永と改元される「元禄十七年」(一七〇四)で、翌宝永二年には御坊に相応しく格の高い御影として親鸞聖人等身御影が授与されたと考えればよいのでしよう。

(さうだまさゆき 種智院大学特任教員)

本願寺史料研究所委託研究員)

《研究所の諸活動（二〇二二年度）》

1. 本願寺史料研究所保管の文書調査・整理
2. 研究の社会的還元

(1) 『本願寺史料研究所報』の編集・発行

第六三号、二〇二二年九月三〇日刊行

第六四号、二〇二三年三月三〇日刊行

(2) ホームページの更新

3. 『本願寺教団史料』近畿編Ⅱ（大阪編）の編集

4. 本願寺文化財に関すること

5. 諸寺院並びに研究所・図書館等の史料調査

6. 『増補改訂 本願寺史』の編集

【第四巻】資料収集・整理・編集

7. 公開講座

赤松徹眞（本願寺史料研究所長）

「立教開宗八〇〇年の歴史的意義―混とんとする現代と自己を問う―」

辻岡健志氏（宮内庁書陵部図書課宮内公文書館研究員）

「関東大震災と築地本願寺―震災から復興へ―」

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を受け、例年の二会場（東京・京都）での開催を取りやめ、御正忌報恩講法要期間限定（二〇二三年一月九日から一六日）のオンライン配信を実施

8. その他

(1) 本願寺・真宗史に関する質問への回答

(2) 他の研究機関・研究者との研究連携

(3) 他機関・研究者よりの保管資料類の閲覧依頼に

対する資料提供

《編集後記》

本号は、左右田昌幸氏から近世の長崎御坊に関する原稿を頂戴しました。ご覧のように、『長崎県の地名』（日本歴史地名大系第四三巻、平凡社、二〇〇一年）の「大光寺」の項目を手がかりとしながら、近世の長崎御坊についての本願寺関係史料を検討し、同項目の補訂を試みた内容となっております。長崎御坊をめぐるやり取りのなかに、当時の本山と地域との関係や人事のありよう、また長崎の地域的特色が浮かびあがってくるようで、読み進めるうちに様々な想像が膨らんでいきます。

実は、日本歴史地名大系は、当研究所の日頃の業務のなかでも活用頻度が高いシリーズです。浄土真宗に特化した書籍というわけではもちろんありませんが、各地の本願寺派関係寺院の有益な情報が記載されていることが多く、かなり頻繁にお世話になっております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、この数年は公開講座はオンライン配信でしたが、感染状況も変化し、対面での実施が可能になってきました。とはいえ、オンライン配信のメリットも捨てがたいところ。悩ましい問題ですが、よりよい開催形式を模索したく思います。

感染症の危機が低下し、人びとが関心を寄せなくなつたとしても、かつての社会に戻るわけではありません。混とんとする現代をどう生き抜けばよいか。この激動の数年を振り返りながら、また仏法とその歴史に照らしながら、考えてまいりたいと思います。